

○総務省告示第八十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百十六号（統計法第二条第四項第三号による基幹統計とみなす統計に関する件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月十四日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|------|------|------|------|------|-----|------|-----|------|
| 〔略〕 | 名称 | 作成目的 | 作成者 | 作成方法 | 〔同上〕 | 名称 | 作成目的 | 作成者 | 作成方法 |
| | 作成目的 | | | | | | | | |
| | 作成者 | | | | | | | | |
| | 作成方法 | | | | | | | | |
| 名称 | 作成目的 | 作成者 | 作成方法 | 名称 | 作成目的 | 作成者 | 作成方法 | | |

| | | | | | |
|--------------------|------|--------------|---|------|---------------------------|
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | 「略」 | 全国家計 構造統計 | 世帯の所得分布 及び消費の水 準、構造等を全 国的及び地域別 に明らかにする ことを目的とす る。 | 総務大臣 | 専ら統計 |
| | | | | | 調査の方 法により 作成す る。 |
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | 「同上」 | 全国消費 実態統計 | 世帯の所得分布 及び消費の水 準、構造等を全 国的及び地域別 に明らかにする ことを目的とす る。 | 総務大臣 | 専ら統計 |
| | | | | | 調査の方 法により 作成す る。 |